

円借款の迅速化について

平成19年6月18日
外務省国際協力局
財務省国際局
経済産業省貿易経済協力局

途上国における開発事業の効果発現を促進し、我が国の援助の戦略的な有用性を一層高める観点から、円借款業務の迅速化は有益である。円借款プロセスの見直しについては、借入国のみならず、自由民主党「外交力強化へのアクション・プラン10」(平成19年6月8日付)等、我が国国内各方面から提言・要望が寄せられており、相手国政府の協力を得つつ、以下をはじめとする諸施策を可能なものから順次実施し、我が国として円借款プロセスの各段階の期間短縮に努める。

具体的には、

- (1) JICAが案件形成に関与する案件のうち、案件形成から工事等契約まで7年以上かかっているものについて、先方政府の協力を得つつ、右期間の半減に向けて努力する。また、「地球環境・プラント活性化事業等調査」にて案件形成を実施する案件について、JBICとの連携などにより、更なる期間の短縮に努める。
- (2) 円借款要請から借款契約調印までの期間について既に設定している標準処理期間(9ヶ月)の遵守を更に推進し、期間内に処理できた割合を平成19年度供与分から公表する。
- (3) コンサルタント及び本体工事の調達に要する期間を2年以内に短縮することを目標とする。

1. 案件形成段階

- ・ 円借款と連携するJICAの開発調査案件について、作業の迅速化、調査内容の絞り込み等により案件形成に要する期間を短縮する。
- ・ 「地球環境・プラント活性化事業等調査」について、提案公募終了後であっても重要性・戦略性の高い案件については適宜実施できるよう対応する。

2. 要請～供与段階

- ・ 毎年度、特に多数の案件が要請・供与されている国について、従来年一回を原則としている検討手続を、必要に応じて年二回とする等の柔軟化を行い、円借款供与までの待ち時間の短縮を図る。
- ・ 戦略的な観点等から、迅速な対応が必要と判断される案件については、随時要請受付を行い、優先的に処理を行う等、他の案件とは切り離れた迅速な処理を行う。

- ・ 従来の円借款検討にかかる手続を国ごとに精査し、ケースバイケースで政府やJBICのミッションの省略等の合理化を実施する。

3. 事業実施段階

- ・ 借入国におけるコンサルタント選定等を支援するため、専門家派遣、SAPI（案件実施支援調査）等による支援を拡充するとともに、昨年12月に作成した「コンサルタント雇用の評価手順ガイド」を被援助国側に周知する。
- ・ 円借款における更なる手続の合理化・迅速化を目的とした調達制度改善を検討するため、主要借入国を中心にJBICによる調達制度調査を実施する。
- ・ 国際ルールとの整合性及び公正な調達が確保される等の前提のもと、以下の施策を実施する。
 - 借款契約調印前に調達手続を開始することを認める。
 - 交換公文や借款契約前になされた契約・支払も対象にした融資を認める。
 - 調達における事前資格審査の省略または入札と資格審査の同時実施を認める。
 - 請負者が設計の責任を持つ「デザインビルド方式」による調達を認める。
- ・ 平成19年10月1日以降に事前通報が行われる案件を対象に、借款契約発効後の未貸付残高に対して年0.1%のコミットメントチャージを課す。また、更なる事業の質の確保及び迅速化を行うため、コンサルタント部分の金利を無利子近似(0.01%)とする。

(了)

Press Release



外務省報道発表

Ministry of Foreign Affairs of Japan

平成19年6月18日

G-0537

円借款の迅速化について

1. 外務省は、財務省および経済産業省と協議の上、円借款のプロセスを見直し、業務の迅速化のための諸施策を実施することとした。
(詳細は別紙参照。)
2. 具体的な取組は以下の通り。
 - (1) JICAが案件形成に関与する案件のうち、案件形成から工事等契約まで7年以上かかっているものについて、先方政府の協力を得つつ、右期間の半減に向けて努力する。また、「地球環境・プラント活性化事業等調査」にて案件形成を実施する案件について、JBICとの連携などにより、更なる期間の短縮に努める。
 - (2) 円借款要請から借款契約調印までの期間について既に設定している標準処理期間(9か月)の遵守を更に推進し、期間内に処理できた割合を平成19年度供与分から公表する。
 - (3) コンサルタント及び本体工事の調達に要する期間を2年以内に短縮することを目標とする。
3. 円借款業務の迅速化は、途上国における開発事業の効果発現を促進し、我が国の援助の戦略的な有用性を一層高めるものである。円借款プロセスの見直しについては、借入国のみならず、自由民主党「外交力強化へのアクション・プラン10」(平成19年6月8日付)等、我が国国内各方面から提言・要望が寄せられており、今後も相手国政府の協力を得つつ、迅速化のための諸施策を実施することにより、我が国として円借款プロセスの各段階の期間短縮に努めていく方針。

◆ 内容についてのお問い合わせ先

外務省 国際協力局 有償資金協力課 都築研究調査員(内線:2580番)

TEL03-5501-8000

Press Release



外務省報道発表

Ministry of Foreign Affairs of Japan

平成21年7月10日

G-0755

官民連携推進等のための円借款の迅速化

1. 外務省は、財務省、経済産業省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）と協議の上、平成19年の「円借款の迅速化について」に定めた措置を引き続き着実に実施していくとともに、さらにこれを強化するために、STEP（本邦技術活用条件）案件及び「官民連携案件」を中心に、以下の追加的な措置を実施することとしました（詳細は別紙参照）。
 - （1） 円借款の事業実施スケジュールを日本政府、JICA、民間セクター、借入国政府・実施機関等で共有することで、これら当事者間での連携を促進します。
 - （2） STEP案件の詳細設計について、有償資金協力勘定を活用してJICAが速やかに調査を開始することにより、工事着工までに要する期間を短縮します。
 - （3） 特にSTEP案件及び「官民連携案件」については、借款契約（L/A）締結後の案件進捗管理を強化します。
 - （4） 相手国政府に対し事前通報（プレッジ）した段階でコンサルタント調達が開始できるよう、OECDに対する事前通報を前倒しします。
2. 途上国の開発支援に際しては、官民連携の必要性が広く認識される中、円借款と民間事業の実施とを効果的に組み合わせた迅速な開発効果発現が求められています。円借款の迅速化のための更なる方策については、多様な意見を踏まえつつ、今後も検討を継続していきます。その際、借入国側のオーナーシップを十分尊重し、また、不正・腐敗防止や環境社会配慮等、説明責任や適正な手続の確保とも両立しなければならないことに留意します。

（参考）

1. 平成19年6月18日に公表した「円借款の迅速化について」のURLは
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/jinsokuka.html>。
2. STEP（本邦技術活用条件）とは、我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、平成14年7月より導入した条件。
3. 「官民連携案件」とは、平成20年11月に公表した「民間企業による官民連携案件の提案の受付について」で定めた要領に基づき、民間企業から正式提案があった案件のうち、日本政府として官民連携を推進する案件と認定し、その旨提案者に対して通知した案件をさす。参考URLは
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin.html>

◆ 内容についてのお問い合わせ先

外務省 国際協力局 有償資金協力課 福田事務官（内線：2580番）

TEL03-5501-8000

官民連携推進等のための円借款の迅速化

平成21年7月10日

外務省国際協力局

財務省国際局

経済産業省貿易経済協力局

国際協力機構企画部

政府及び独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）は、平成19年6月18日付で公表した「円借款の迅速化について」に沿って、案件の形成、審査、実施のそれぞれの段階において、できる限りの期間短縮に努めてきたところです。

具体的には、案件形成に関する調査の拡充及び迅速化、円借款検討プロセスの柔軟化、ファスト・トラック¹案件への迅速な対応、コンサルタント選定等支援の拡充、コミットメント・チャージ²の導入、コンサルタント部分の無利子近似化³といった対応を進めてきました。また、新ＪＩＣＡが発足したことで3スキーム（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）が一体的に実施されることとなり、例えば案件形成において、従来は円借款と連携して実施していた旧開発調査（フィージビリティ調査など）の要請の締切から採択まで180日間程度要していたものが、新ＪＩＣＡ発足後は協力準備調査の導入により実施決定が20日間程度に短縮化されるといった迅速化の効果も現れています。また、有償資金協力勘定による専門家派遣、研修等を積極的に活用し、途上国政府・実施機関に対するキャパシティ・ビルディング、調達支援も行っています。

しかしながら、上記の「円借款の迅速化について」で目標として設定した案件審査段階の「標準処理期間」の達成率はいまだ低い水準にとどまり⁴、また事業実施段階においても借入国の事業実施機関がコンサルタントを雇用するまでに長い時間を要するなど、更なる改善が求められています。

また、途上国への開発支援に取り組むにあたっては、政府と民間が協働する官民連携の必要性が広く認識される中、円借款と民間事業の実施とを効果的に組み合わせた迅速な開発効果発現が求められていますが、借入国のオーナーシップにより事業を進めることから、民間には円借款の実施スケジュールの把握が困難であることや、事業の実施遅延等も指摘されています。このため、効果的な官民連携推進の観点からも、円借款の迅速化を一層進展させる必要があります。

以上を背景に、政府及びＪＩＣＡは、平成19年の「円借款の迅速化について」に定めた措置を引き続き着実に実施していくとともに、さらにこれを強化

するために、まずはSTEP⁵案件及び「官民連携案件⁶」を中心に、以下の追加的な措置を実施します。

円借款の迅速化のための更なる方策については、多様なステークホルダーの意見を踏まえつつ、今後も検討を継続していきます。なお、円借款の迅速化は、開発効果の早期発現のために重要ですが、これに取り組むにあたっては、借入国側のオーナーシップを十分尊重し、また、不正・腐敗防止や環境社会配慮等、説明責任や適正な手続の確保とも両立しなければならないことに留意します。

1. 案件形成及び事業実施スケジュールの情報共有

円借款の事業実施スケジュールを日本政府、JICA、民間セクター、借入国政府・実施機関等で共有することで、これら当事者間での連携を促進します。そのため、具体的には、先方政府・実施機関とも調整の上、以下の措置をとります。

- (1) 円借款の借款契約(L/A)署名時に、JICAのプレスリリースを通じて、事業の完成予定時期、コンサルティングサービスに係る招請状送付予定時期及び本体工事に係る国際競争入札による最初の調達パッケージの入札公示予定時期を記載します。
- (2) 円借款を含むODA案件について、国別に案件形成(協力準備調査)段階から事業完了までの案件をスキーム横断的に記載した「事業展開計画」を年1回公開します。
- (3) 以上に加え、民間セクターとの協働を円滑にするため、事業実施主体である相手国政府の了解の下、民間側とスケジュール情報の一層緊密な共有に努めることとし、まずは、STEP案件及び「官民連携案件」について取組を開始します。

2. 有償勘定技術支援による詳細設計

円借款事業の詳細設計は、通常、L/A調印後、借入国政府が円借款を活用して雇用するコンサルタントにより実施されていますが、STEP案件については、有償資金協力勘定を活用した詳細設計調査(本体事業の入札図書作成を含む)を積極的に活用することとし、JICAが当該調査を速やかに開始することにより、工事着工までに要する期間を短縮します。

3. 案件進捗管理の強化

特にSTEP案件及び「官民連携案件」については、年次サイクルに左右されないファスト・トラックによる処理及び標準処理期間の遵守を徹底するとともに、JICAはL/A締結後の案件進捗管理を強化し、先方実施機関へ積極

的にスケジュール遵守の慫慂を行います。このうち大幅な遅延がみとめられる案件については、政府レベルにおいても、JICAと連携して政策協議や大使館等を通じて相手国政府に対しスケジュール遵守の働きかけを行います。

また、事業の実施にあたり、埋設構造物の移設・撤去などの遅れといった借入国側における深刻な問題が発生している場合は、これを解決するため、借入国側と実施上の問題に焦点をあてた協議の場を設けるなど、事業が適切に進捗するよう借入国側とともに努力していきます。

4. OECD通報の前倒し

OECD (ECG) のルール上、OECDへの供与条件の通報（アンタイド透明性通報、コンセンサス通報）から一定期間は調達手続き及びコミットメント（交換公文（E/N）締結）を行えないことから⁷、相手国政府に対しプレッジした段階でコンサルタント調達が開始できるよう、JICAの審査ミッション派遣のタイミング等を捉えOECDに対する事前通報を前倒しします。

（了）

¹ 戦略的な観点等から、迅速な対応が必要と判断され、随時要請受付及び優先的な処理を行う等、他の案件とは切り離した迅速な処理を行う案件。

² 借款契約発効後の未貸付残高に対して年0.1%のコミットメント・チャージを課すもの。平成19年10月1日以降に事前通報が行われる案件について適用している。

³ ソフト面の支援を強化し、更なる事業の質の確保及び迅速化を行うため、円借款のコンサルタント部分の金利を無利子近似（0.01%）とするもの（償還期間及び据置期間は本体部分と同様）。

⁴ 平成20年度の標準処理期間達成率は33.3%（但し、PCI贈収賄事件を受けて新規円借款供与を一時停止したベトナムを除く）となっている。

⁵ STEP（本邦技術活用条件）とは、我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、平成14年7月より導入した条件。

⁶ 本ペーパーでいう「官民連携案件」とは、平成20年11月に公表した「民間企業による官民連携案件の提案の受付について」で定めた要領に基づき、民間企業から正式提案があった案件のうち、日本政府として官民連携を推進する案件と認定し、その旨提案者に対して通知した案件をさす。

⁷ OECDルール上、アンタイド透明性通報は原則として入札開始の30日前、コンセンサス通報は入札締切日またはコミットメントの何れか早い方の30営業日前に行うこととなっている。

日越ODA腐敗防止合同委員会報告書

(ODA事業に関する不正腐敗防止改善策)

2009年2月

はじめに**1. PCI事件の発生と現状**

(1) 2008年8月、日本の円借款事業である「サイゴン東西ハイウェイ建設計画」に関連して、株式会社パンフィックコンサルタンツインターナショナル(以下「PCI社」)の前社長ら関係者4名が不正競争防止法違反(外国公務員贈賄)の容疑で逮捕され、同月、法人としてのPCI社とあわせて起訴された(以下、「PCI事件」という)。同年11月11日には本件に関する初公判が行われ、2003年12月、ベトナム・ホーチミン市の東西ハイウェイ水環境業務管理局幹部に対し、PCI社が同業務管理局発注に係る本計画に関するコンサルタント業務を受注した謝礼等の趣旨で、現金60万米ドルを供与し、さらに2006年8月にも同様の趣旨で現金22万米ドルを供与したことを旨とする起訴事実をPCI側が認めた。

(2) 日本におけるPCI事件の公判と並行して、ベトナムにおいても、ズン首相の指導の下で捜査が進められており、起訴状においてPCI事件における収賄を行ったとされているホーチミン市業務管理局の局長が2008年11月19日付けで職務停止とされている。そして同年12月9日、公安省は訴追手続き、すなわちベトナム法に基づいた正式な捜査を開始した。

2. 合同委員会の立上げ

(1) PCI事件は日本の対ベトナムODAに対する信頼を揺るがすような事件であり、信頼回復のためには、日・ベトナム両国の政府、関係機関、関係業界が、不正腐敗の再発防止のため実効的な取組、施策の実施を早急に行う必要があるとの問題意識から、2008年9月18日から20日までの間、木寺外務省国際協力局長がベトナムを訪問し、ベトナム政府に対し、PCI事件に対する我が国での深刻な受止め方を伝え、対ベトナムODAに対する信頼を回復するため、日ベトナム両国でいかなる取組をすべきかについてフック計画投資大臣を始めベトナム政府関係者と協議を行った。

(2)その結果、日ベトナム両国政府は、本事件を深刻に受け止めた上で、ベトナム側が、本事件を含め、ODAにかかわる不正腐敗に対し厳正な処置を取るという方針を改めて確認した。また、ODAの不正腐敗防止のため実効性のある措置を早急に実施するべく共同で作業を行うため、「日越ODA腐敗防止合同委員会」の立上げに合意した。

(3)その後、日ベトナム両国政府は、本合同委員会の第1回会合を2008年11月7日に、第2回会合を同年12月19日にそれぞれ開催し、同種の事件の再発を防止するため、日・ベトナムそれぞれが取り組むべき具体的かつ実効性のある新たな措置について検討を進めてきた結果、今般、以下の措置をとるべきことに合意した。

I. ベトナム側措置

ベトナムにおいては、近年、反汚職法の制定(2005年11月)を画期として、これを実施に移すための各種政令の発布(政令107号(政府機関内で汚職が発生した際の機関のトップの責任)、政令120号(反汚職法の施行細則)等)及び入札法の制定(2005年11月制定、2006年4月1日発効)等、汚職対策の抜本的な強化に取り組んできた。また、2006年初めにベトナム交通運輸省第18事業管理局の局長他が、サッカー賭博関与疑惑及び贈収賄等の疑いで逮捕された事件の発生を受け、国家汚職対策指導委員会の設置(2006年8月)等、その取組をさらに充実していた。上記に挙げる反汚職体制の強化が進められる前に起きた事件とは言え、今般PCI事件が発覚したことを受け、ベトナム政府は、更に一層取組を強化すべく、以下の措置をとることとした。

1. 円借款事業における調達手続きの透明性向上及び厳正化

(1) 第三者によるコンサルタント入札プロポーザルの評価

ベトナム政府は、計画投資省傘下に「公共調達庁」を設置するべく2008年11月4日に法令を定めた。ベトナム政府は、同庁内所管内の「調達支援センター」の職員、または資格を有した他の機関や個人が、調達法に基づき、公正中立な第三者として事業実施機関が行うコンサルタント雇用のための入札プロポーザル評価の際の選定委員会(または類似の組織)委員の一員として参画することを義務化する。さらに、コントラクターの入札評価の際にも、同様に、同調達支援センター職員が第三者として参画することを義務化する。

(2) 実施機関の調達及び契約マネジメント能力の向上

入札プロポーザルの公平・的確な審査・評価が、事業の成功及び不正腐敗防止の大前提である旨が広く理解されるよう実施機関職員の意識改革を図るとともに、入札手続きから事業の完了に至るまで、実施機関におけるプロジェクトの実施に係る能力(契約マネジメント能力)の向上を図るべく、「公共調達庁・調達支援センター」による監督・指導・研修等を2009年の第1四半期までに開始する。

(3) 電子調達システムの導入

入札プロポーザルの審査・評価に関し、不正を試みる者の介入機会を排除する上で、調達関連情報を総合的に取り扱う電子調達システムを整備・導入することが有効である。ベトナム政府は、2009年から2015年にかけて、政府電子調達推進計画を進める。右計画内において、ベトナム政府は、システムの改ざんを予防するためシステム内への不正アクセスを排除しつつ、調達プロセスに係る評価結果や入札結果に

関する情報を共有することで、透明性の向上を図るためのシステムの整備を行う。

(4) 調達情報の公開

ベトナム政府は、1億円以上のコンサルタント契約の場合に、①プロポーザルを提出したコンサルタント会社の名前と国籍、②最高得点を獲得したコンサルタント会社の名前と国籍、③コンサルタント契約に至ったコンサルタント会社の名前と国籍、④その契約金額、コントラクターも同様に、10億円以上の事業の場合に、①入札者の名前、国籍、応札額、②落札者の名前及び国籍、③契約に至ったコントラクターの名前と国籍、④その契約金額、等の情報を2009年の第2四半期までに政府広報誌「Procurement Gazette」において公表を開始する。また、ホームページでも2009年の第2四半期までに公表を開始する。

(5) 調達事後監査の強化

計画投資省は、国内公共事業における事後監査の実施に加え、2009年の第1四半期までに日本の円借款事業についても実施を開始する。その際、毎年の事後監査対象とする案件について、不正腐敗防止の観点から最大限の効果を発揮できるよう、事前に日本政府・JICAと協議して決定する。

2. ODA事業における個別不正腐敗事案への対処策

(1) 通報制度の確立と告発者の保護

ベトナム政府は、2008年1月1日より計画投資省内に入札ホットラインを設置している。ベトナム政府は、2009年6月までに、不正の疑いに関する情報の収集及び取扱い等の関係省庁間の調整に関する規則を設ける。この規則の運用を通じて、ベトナム政府は、不正腐敗の探知及び対処への実効性をさらに強化する。

ベトナム政府は、2005年より不正の告発・摘発に関する法律があるが、法令上、ベトナム国民及び外国人通報者に保護が与えられている。2010年までに、ベトナム政府は訴訟時の証人（ベトナム国民及び外国人を含む）も保護する法令を別途制定する。また、ベトナム政府は、不正の疑いのある事例を告発する者が不利益な取扱いを受けないよう確約する。

(2) 迅速な調査の実施及び日本側（政府・JICA）との情報共有

ベトナム政府は、ODA事業に絡んだ不正や腐敗に係る確度の高い情報に接した際には、迅速に調査を実施するとともに、適切に日本側と関連情報を共有する。

3. 腐敗防止の制度・体制強化

(1)「2020年に向けた反汚職国家戦略」は現在首相による最終検討段階にあり、ドナーを含む内外関係者との緊密なコンサルテーションの下、実施される。

(2)「2020年に向けた反汚職国家戦略」を踏まえ、以下を含む行動計画を早期に実行に移す。

- ① 2009年6月までに国連腐敗防止条約を批准
- ② 汚職対策の効果増大と監視・監督強化のための汚職対策指導委員会の活動(中央及び地方レベル)のレビュー
- ③ 2009年6月までに内部告発情報の取扱いに関する規則の制定

(3) 司法省の汚職対策強化

司法省は、汚職に関する政策／法整備に市民社会の参加を確保する政令案を2009年6月までに作成する。

(4)計画投資省は、実施機関及び全入札参加企業が遵守すべき倫理規定を2009年6月までに策定し、その後に行われる入札の際には、全関係者の署名を義務づける。

Ⅱ. 日本側措置

JICAは、これまでも不正腐敗防止のため様々な取組を行ってきた。例えば、コンサルタントの雇用手続きに係る透明性確保の取組として、既にコンサルタント雇用ガイドラインが制定、公表されており、また同ガイドラインに基づき業者の選定手続き等が行われていることを契約同意手続き等を通じて確認してきている。さらに、個別の入札結果等もホームページ上で公表している。従って、まずは既往の取組の見直しを行い、その強化を図ることが重要であり、その上で、2009年3月末を目途にコンサル雇用ガイドラインの改訂を通じた制度・運用面での改善を図ることとした。さらに、通報等により、不正腐敗に関する情報提供がなされた場合の具体的な対応体制が、日本側においても未整備であるため、それも併せて検討し、対処策を整えることとした。以下はその具体的な取組である。

1. 円借款事業における既往の取組の運用強化

(1) JICAの同意手続きの強化

従来からの取組として、借入国の実施機関がコンサルタントを雇用するにあたり、JICAは当該実施機関に対し、①プロポーザル招請状の発出、②プロポーザル評価、③契約締結の各段階において、JICAに対する同意申請を義務づけると共に、同意申請書類について、ガイドライン等との整合性にかかる一次チェックを原則として外部専門家に委託して実施している。また、JICAと相手国政府との合意文書において、JICAが必要であると判断する書類の提出を、一般的な形で借入国実施機関に義務づけている。

不正腐敗を防止するためには、当該同意手続きを一層強化することが有効と考えられるため、今後は、JICAが同意のためのチェックに必要と考える資料の提出を借入国に義務付け、借入国は当該要請に誠実に対応すべきであることをJICAと相手国政府との合意文書等に明記する。

(2) 事後監査の拡充

JICAはこれまで、コントラクターの調達部分についてのみ、外部専門家を活用して調達手続きの適正性のチェックを行う事後監査を実施してきたが、今後は、コンサルタント雇用の部分についても当該監査を実施する。監査の実施にあたっては、必要ある場合には、応札事業者が提出したプロポーザル(事業に対する提案に加え、企業の実績、当該事業に配置予定のスタッフの経歴など)自体についても監査の対象とする。また、過去の案件で日本政府またはJICAと相手国政府との合意文書等において事後監査条項が明記されていないものについても、必要に応じて借入国側の協力を求め、事後監査を実施する。

(3) コンサルタント雇用支援の強化

JICAは、これまで、借入国実施機関のコンサルタント雇用等の調達実施経験が不足している場合に技術指導のため外部専門家を派遣してきているが、コンサルタント雇用の調達手続きに係る公正性・透明性の向上にも資するとの観点から、今後は、実施機関の経験の多寡にかかわらず、大口のコンサルタント契約(たとえば契約金額が10億円を超えるもの)については、このような外部専門家の派遣を拡充し、コンサルタント雇用の支援を強化する。

(4) 調達セミナーの充実

JICAは、コンサルタント雇用・調達を直接担当する実施機関の職員を対象に、調達セミナーを開催しているが、今後は当該セミナーを開催するにあたり、不正腐敗の防止に係る観点を含める。

(5) 不正腐敗に関わった企業の情報把握

日本政府・JICAは、不正腐敗に関わった事業者について国際機関、他ドナーに対する情報共有を進めるとともに、過去に不正腐敗に関わった企業について適切に情報把握を行うため、入札時に応札事業者より過去に援助事業において不正に関与していない旨の誓約書を提出させるなどの制度を導入する。

2. 円借款事業における新規の取組の導入

(1) QCBS(技術・価格評価)の導入

JICAは、コンサルタントの選定に価格評価の要素を導入する旨、コンサルタント雇用ガイドラインに明記する。但し、価格評価の要素を導入したとしても、技術的要素のみによる評価が妥当である業務については引き続きQBSとする、品質や安全の確保に十分配慮するため引き続き技術評価を中心とする等、バランスの取れた制度設計に努める。

(2) 随意契約適用範囲の厳格化

JICAは、コンサルタント雇用ガイドラインに予め規定された条件に該当する場合には、実施機関とコンサルタント会社が随意契約を締結することを認めてきていたが、随意契約が認められるのは例外的場合に限るとの原則をコンサルタント雇用ガイドラインに明記するとともに、随意契約を認める場合の条件を現行より厳格化する。

(3) デブリーフィングの導入

借入国実施機関によるプロポーザル評価の結果、落札することができなかった応札者に対して、実施機関が応札事業者に対し評価結果を開示し、希望する事業者に

は評価結果について説明を行う旨をコンサルタント雇用ガイドラインに明記し、実施機関の説明責任として明確化するとともに、実施機関が応札事業者からの問い合わせに対応しない場合は、JICAはコンサルタント雇用ガイドラインに基づき、適切に実施機関を指導する。

3. 不正腐敗に関する情報の取扱い

(1) 情報取扱い体制の確立

日本政府・JICAにおいて、ODAにおける贈収賄を中心とした不正腐敗に関する情報を受けた際に、これを一元的に把握し、情報を精査し、必要ある場合には相手国政府へ適切に通報する等、情報の取り扱いを制度化する。また、不正腐敗に係る通報を行った者に対し、相手国が不利益な取扱いを行わないよう、日本政府またはJICAと相手国政府との合意文書等において明記する。

(2) 相手国政府の説明責任

日本政府、JICAに寄せられた情報が相手国関係者の不正腐敗に関する内容である場合は、政府・JICAは、相手国政府に対し、説明を求める権利を有する旨、日本政府またはJICAと相手国政府との合意文書等において明記する。

(3) 相手国政府、コンサルタント業界への同制度の周知

日本政府・JICAは、今後の不正腐敗情報の取扱い及び相手国の説明責任につき、相手国政府及び我が国のコンサルタント業界に対して周知する。

4. 我が国コンサルタント業界によるコンプライアンスの取組の強化

今後、コンサルタント業界は、セミナー・勉強会の開催等を通じ、法令遵守に係る会員企業に対する啓蒙活動及び現場への徹底を強化するとともに、中小会員企業に対しても法令遵守の取組を導入するよう働きかけを強化する。また、日本政府は、日本政府とコンサルタント業界との会合を開催し、コンサルタント業界の法令遵守の取組状況をフォローすると共に、更なる法令遵守の強化を働きかけていく。

Ⅲ. フォローアップ

以上の措置について、今後行われる対ベトナムODA政策協議、円借款協議等の場を活用し、進捗状況をフォローアップしていくこととする。

(了)

円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入

平成21年4月1日

ベトナムにおける円借款事業において発生した PCI 贈収賄事件を踏まえ、日本側における不正腐敗の再発防止策として、以下の取組みを実施することとしました。ベトナムのみならず、すべての国における円借款事業について当該取組みを着実に実施していくとともに、相手国政府に対しても円借款事業における調達手続きの透明性向上及び厳正化、腐敗防止の制度・体制強化を求めることで、不正腐敗の再発防止に努める方針です。

1. 技術・価格評価(Quality and Cost Based Selection。以下「QCBS」)の導入

円借款事業におけるコンサルタントの選定に、価格評価の要素を導入しました。具体的には、コンサルタントの選定にかかるプロポーザル評価において、従来は Quality Based Selection(技術評価。以下「QBS」)のみでしたが、今後は QCBS を原則とします。円借款事業における品質や安全の確保に十分配慮するため引き続き技術評価を中心とするとの観点から、世界銀行の実務なども十分参考にしつつ、QCBS を実施する際の具体的な計算方法は以下のとおりとしました。

- (1) 技術点が一定点に満たない場合は失格とする。
- (2) 技術と価格の評価比率は原則80:20とする。
- (3) 技術点と価格点を合算してプロポーザル評価の順位を決定する。

あわせて、QBS が採用される業務を以下に限定することが、JICA のコンサルタント雇用ガイドラインに明記されました。

- (1) 複雑かつ高度な専門性ゆえに、Terms of Reference(委託事項。以下「TOR」)やコンサルタントが行うべき作業の定義が難しい業務。
- (2) 後続する作業への影響が大きい、サービスの質自体がプロジェクトの成果として最重視されている業務(大規模インフラの技術設計など)。
- (3) 大きく異なる方法で実施可能なため、価格札の比較が困難となる可能性がある業務。
- (4) 安全対策上の配慮が特に重要な大規模かつ複雑な建設工事の施工監理を伴う業務。

2. 随意契約適用範囲の厳格化

従来、円借款事業におけるコンサルタントの選定に際しては、コンサルタントが関連業務に従事し満足すべき成果を挙げている等の理由により、借入国側が希望すれば、基本的に随意契約を認めてきました。今般、JICA のコンサルタント雇用ガイドラインにおいて、随意契約が認められるのは例外的な場合に限るとの原則を明確にし、世界銀行の実務なども十分参考にしつつ、随意契約が認められる条件を以下の場合に限定しました。

- (1) 同じ企業が先行する業務をそのまま継続するのが当然の成り行きである場合。(注)
- (2) 災害対策などの緊急事態の場合
- (3) 極めて小規模な業務の場合
- (4) 指定された業務を行いうる唯一の企業である場合

(注) 後続の業務の規模が大幅に上回る場合は原則として除く。

3. 情報取扱い体制の確立、通報者の保護・借入国政府の説明責任

ODAにおける贈収賄など不正腐敗に関する情報を一元的に把握するための政府窓口を外務省国際協力局政策課に、JICA における窓口を総務部総合調整課に一本化しました(詳細はこちら(外務省ホームページ、JICAホームページ))。なお、借入国における日本大使館及び JICA 現地事務所等においても不正腐敗情報を受け付けます。

また、借入国政府に対し、不正腐敗に係る通報を行った者が不利益な取扱いを被らないよう、公正な取扱いを要請するとともに、日本政府、JICA が円借款事業に係る不正腐敗に関する情報に接した場合は、借入国政府は日本政府及び JICA に対して関連情報の提供を行うよう、借入国政府との間で速やかに協議を進めていきます。なお、ベトナム政府との間では、3月31日に署名を行った交換公文(E/N)において以下のとおり規定しました。

情報源及び資料の出所を公正に取扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び JICA に対し、次のものを提供する。

(a) 省略

(b) [計画／付表[1欄]に掲げる事業計画](注)に関連するその他の情報(不正腐敗行為に関するものを含む。)

(注) 本合意文書により供与される円借款事業の計画名が挿入される

さらに、右趣旨に基づき、JICA とベトナム政府との借款契約(基本約定(GTC))において、以下のとおり規定しました。

1. 円借款事業の契約を受注するため、または実施中に腐敗または不正行為の

疑義がある旨の情報が JICA に寄せられた場合には、借入人は JICA からの要請に応じ、借入人政府乃至政府機関職員にかかる情報も含め関連情報を提供しなければならない。

2. JICA や借入人／実施機関に対して円借款事業の契約を受注するため、または実施中に腐敗または不正行為の疑義がある旨の情報を提供した者乃至企業に対し、借入人は、不当な取り扱いをしない、また実施機関に不当な取り扱いをさせないようにする。

4. デブリーフィングの導入

円借款事業の入札において、借入国実施機関によるプロポーザル評価の結果、落札することができなかった応募事業者に対して、実施機関が評価結果を開示し、希望する事業者には評価結果について説明を行う「デブリーフィング」を JICA の調達ガイドライン及びコンサルタント雇用ガイドラインに規定し、実施機関の説明責任を明確化しました。実施機関が応募事業者からの問い合わせに対応しない場合は、JICA は調達ガイドライン及びコンサルタント雇用ガイドラインに基づき、適切に実施機関を指導します。

5. 事前同意手続きの強化

借入国の実施機関がコンサルタントを雇用するにあたり、JICA は借入国に対し、①プロポーザル招請状の発出、②プロポーザル評価、③契約締結の各段階において、JICA に対する同意申請を義務づけ、また JICA と借入国政府との借款契約において JICA が必要であると判断する書類の提出を、一般的な形で借入国実施機関に義務づけています。今後は当該同意手続きを一層強化するため、JICA が同意のために詳細なチェックが必要と考える場合に、そのための資料の提出を借入国に義務付ける旨を、JICA と借入国政府との借款契約に明記することとします。

6. 事後監査の拡充

JICA はこれまで、日本政府・JICA と借入国政府との間で合意している国について、コントラクターの調達部分についてのみ、外部専門家を活用して調達手続きの適正性のチェックを行う事後監査を実施してきましたが、今後は、コンサルタント雇用の部分を含め必要と判断される案件について当該監査を実施できるよう、日本政府・JICA と借入国政府との間で合意し、JICA と借入国政府との借款契約に規定することとします。また、既往円借款案件の中には、事後監査の実施について合意する前に供与したものもありますが、こうした案件についても、事後監査の実施について、借入国政府の協力を求めています。

7. コンサルタント雇用支援の強化

今後入札手続きが開始される大口のコンサルタント契約については、JICA が技術指導のための外部専門家を借入国に派遣し、コンサルタント雇用における手続きの適正性を確保するとともに迅速化を図ります。

8. 罰則の強化

(1) 受注資格停止措置の発動要件

円借款事業において不正行為等に関与した者に対する受注資格停止措置を発動する要件は、従来、「当該国の司法機関による確定判決または行政機関による最終処分がなされた場合」などに限られていましたが、国内法令に違反して逮捕・起訴された場合にも迅速に措置の発動が可能となるよう、JICA の措置規程において発動要件を追加しました。

(2) 受注資格停止措置の期間

措置要件のうち、経歴詐称による人件費の水増し請求などが該当する「虚偽記載」について、通常は1か月以上6か月以内の受注資格停止措置が適用されます。しかし、悪質な場合は、措置要件の「不正又は不誠実な行為」として、1か月以上9か月以内の受注資格停止措置を、また極めて悪質な場合は2倍の18か月以内の受注資格停止措置を適用することで、これまで以上に厳正に対処できるよう、JICA の措置規程を運用していきます。

9. 我が国コンサルタント業界によるコンプライアンスの取り組みの強化

日本政府は、コンサルタント業界との会合を開催し、更なる法令遵守の強化を働きかけました。今後も、コンサルタント業界の法令遵守の取り組み状況を注視します。

円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言

平成 20 年 7 月 11 日

カントー橋崩落事故再発防止検討会議

1. 円借款事業における安全重視原則の確認

円借款事業に係る安全管理のためには、円借款事業の施主である借入国政府・事業実施機関が、コンサルタントの能力を活用しつつ請負者（コントラクター）をして十分な安全対策が講じられるよう対処するのが基本。途上国政府・事業実施機関による安全意識向上等のため、日本政府及び JBIC としても、交換公文（E/N）等を通じて安全確保が円借款事業の大原則であることを途上国政府に明示すべき。

2. 借入国政府・事業実施機関に対する安全管理能力強化支援

円借款事業に係る安全管理のためには、施主たる借入国政府・事業実施機関が十分な安全管理能力を有していることが重要であり、JBIC としても、必要に応じて、借入国政府・事業実施機関の安全管理担当職員に対する安全管理トレーニング等を実施すべき。

3. 円借款調達に係るガイドライン、標準書類等の改訂

円借款事業の安全管理のためには事業実施機関、コンサルタント、コントラクターの安全意識の向上等が重要であり、JBIC としても円借款事業の調達に係るガイドライン、標準入札書類等に「円借款事業における安全の重視」について明記する等の変更を加えるべき。

4. 外部有識者、チェック・コンサルタントの必要に応じた活用

事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全管理の取組を促すためには、事業実施機関に専門的・技術的助言を行う外部有識者や、チェック・コンサルタントを大規模かつ複雑な工事を伴う案件を中心に必要に応じ適切に活用するよう、JBIC としても、相手国に働きかけるべき。

5. 円借款事業の安全対策委員会の設置

円借款事業の安全管理の徹底を促進するために、JBIC としても、行内に設置された「円借款事業の安全対策委員会」を通じ、円借款事業における安全対策に係る取組状況の確認等を行なうべき。

6. 円借款事業に係る事業実施機関等に対する審査・監理強化

事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全管理の取組を促すために、JBIC としても、借入国政府・事業実施機関が安全管理・品質管理に係る監督・実施能力を有しているか確認し、必要な場合に能力強化のための支援等を講ずるべき。また、大規模かつ複雑な工事を伴う案件につき、JBIC が各分野の専門家から適切な技術的助言を得られるように、JBIC 内に「安全対策技術諮問グループ」（仮称）を設置する。

7. 円借款事業に係る事故発生時の対応マニュアルの充実

円借款の事業現場で事故が発生した場合に迅速かつ適切な初期動作を徹底するために、JBIC としてマニュアルを充実させるべき。

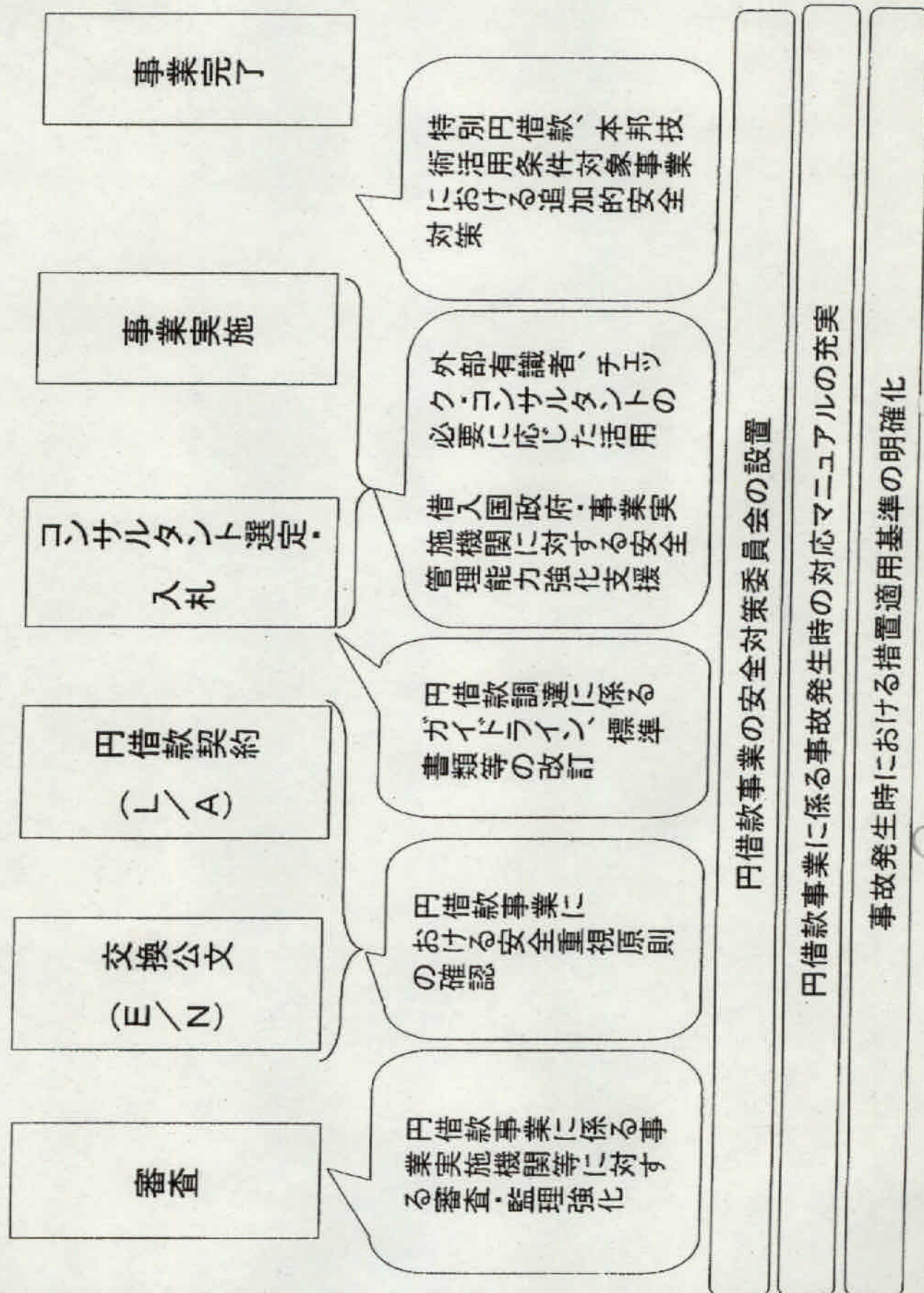
8. 特別円借款、本邦技術活用条件対象事業における追加的安全対策

事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全管理の取組を促すためには、JBIC としても、借款対象に大規模かつ複雑な土木工事を含む特別円借款事業及び本邦技術活用条件（STEP）の対象事業等については、通常の案件監理に加えて、第三者による安全対策面の確認を追加的に行うべき。

9. 事故発生時における措置適用基準の明確化

円借款事業の安全管理の徹底を促進するために、JBIC としても、同行の「円借款事業等において不正行為等に関与した者に対する措置に関する規程」における事故発生時の対応を明確化するべく、当該規程の見直しを図るべき。

安全対策強化のための提言



JICA新環境社会配慮ガイドライン

- 計28回の有識者委員会で検討(学識経験者、NGO、産業界、政府関係者)
- 同委員会で検討された素案に対して、近々、パブリックコメント、パブリックコンサルテーションを予定
- 合わせて異議申立手続要項も改訂
- 各スキームに関する手続等をできるだけ共通化
- 現行JICA、JBICのガイドラインの水準を維持し、強化
- 適切な環境社会配慮を行いつつ、迅速化の要請にも対処
- 環境社会配慮助言委員会の関与を強化
- 情報公開を拡充
- 環境社会配慮が十分でない場合の対応(停止措置を含む)